

せい かつ ほ ご

# 生活保護の しおり

特別なことではないのです。誰だって悩むことはあります。  
その不安、聞かせてください。

むさしのしふくしじむしょ 武蔵野市福祉事務所 (武蔵野市健康福祉部生活福祉課)

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話 0422-60-1254

生活相談係

電話 0422-60-1849

生活福祉係

# もくじ

せいかつほご がいよう 生活保護の概要	1
せいかつほご う ようけん 生活保護を受けるための要件	2
せいかつほご しゅるい 生活保護の種類	4
せいかつほご ひ 生活保護費について	3
せいかつほご う ひと ぎむ 生活保護を受けている人の義務	4
せいかつほご けってい なが 生活保護決定の流れ	6
いりょうきかん 医療機関にかかるとき	8
ちく たんとういん ぶんせいいいん 地区担当員（ケースワーカー）と民生委員	10
ほごひ こうざふりかえ 保護費の口座振替	11
せいかつほご う ひと けんり げんめんせいど 生活保護を受けている人の権利や減免制度	11

## せいかつ ほ ご がいよう 生活保護の概要

### せいかつ ほ ご 生活保護とは

びょうき こうれい しつぎょう じじょう せいかつ こま  
病気、けが、高齢や失業など、さまざまな事情によって生活に困っている  
せたい くに けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ ほしょう せいかつ じりつ じょちょう  
世帯に国が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、生活の自立を助長  
もくてき せいど せいかつ ほ ご しんせい こくみん けんり  
することを目的とした制度です。生活保護の申請は、国民の権利です。

### きょじゅうち ほ ご げんそく 居住地保護の原則

せいかつ ほ ご げんざいす ばしょ きょじゅうち じちたい う  
生活保護は、現在住んでいる場所(居住地)の自治体で受けることとなります。  
じゅうみんとうろく かんけい  
※住民登録とは関係ありません。  
す かた じちたい そうだん  
※住まいがない方については、どこの自治体でも相談できます。

### せたいたんい げんそく 世帯単位の原則

せいかつ ほ ご げんそくせたいたんい ほ ご ひつよう ほんだん  
生活保護は、原則世帯単位で保護が必要かどうかを判断します。  
じゅうみんとうろくじょう べつせたい どういつせいけい どういつせたい ほんだん  
住民登録上は別世帯であっても、同一生計であれば同一世帯と判断し、  
せたい ひとり せいかつ ほ ご う きほんてき  
世帯のうち一人だけ生活保護を受けることは、基本的にできません。

### がいこくせき かた 外国籍の方

せいかつ ほ ご ほう ほ ご たいしょう いてい ざいりゅうしかく  
生活保護法による保護の対象とはなりませんが、一定の在留資格があり、  
しゅうろうかつどう せいげん う かた なんみんにんてい う かた せいかつ ほ ご じゅん  
就労活動に制限を受けない方、難民認定を受けた方には、生活保護に準じ  
きゅうふ う かのうせい  
た給付を受けられる可能性があります。

# 生活保護を受けるための要件

## 能力の活用

働ける人は、その能力に応じて働いてください。

## 資産の活用

保有が認められない資産は原則として処分し、生活費にあててください。

(不動産、自動車、有価証券、解約返戻金が多額になる生命保険、高価な貴金属など。なお、居住用の土地・家屋などについては、保有を認められる場合もあります。)

## ほかの制度の活用

ほかの法律で受けられる扶助や利用できる制度は、生活保護に優先して受けてください。

健康保険、雇用保険、労働者災害保険、自動車賠償責任保険、傷病手当、国民年金、厚生年金、恩給、児童扶養手当、児童手当、障害者福祉制度、自立支援医療制度など

- \* 暴力団員からの生活保護申請に対しては、結果的に公費が暴力団の資金源になることや、収入源が不明なことから保護の要否の判定ができないなどの理由により、申請を却下するなど、厳正に対応します。
- \* 必要に応じて関係機関などに対して調査を行ったり、必要な書類の提出を求め場合があります。

ふようしょうかい  
～扶養照会について～

おや こ きょうだいしまい しんせき えんじょ ようけん こうりゅう  
親、子、兄弟姉妹、親戚などからの援助は要件ではありませんが、交流は  
きんせんてき ふよう せいしんてき しえん ほうもん でんわ てがみ きたい  
あるか、金銭的な扶養や精神的な支援（訪問、電話、手紙のやりとりなど）が期待  
そらだんじ き と じょうきょう ふ ふようしょうかい おこな  
できるかなどを相談時に聞き取り、その状況を踏まえ、扶養照会を行うこと  
があります。

たと ねんていどおんしんふつう こうりゅう はんだん ばあい とくべつ  
例えば 10年程度音信不通などで交流がないと判断できる場合や、特別な  
じじょう あき ふよう きたい ばあい じじょう おう しんぞく  
事情があり明らかに扶養が期待できない場合など、それぞれの事情に応じて親族  
しょうかい み あ そうだん  
への照会を見合わせますので、ご相談ください。

しんぞく えんじょ りゅう せいかつほご う  
なお、親族が援助をしないことを理由に生活保護を受けられないということはありません。

# 生活保護の種類

1 生活保護には、8つの保護の種類があり、この中で保護の対象となる世帯が最低限度の生活を営むために必要とするものが扶助されます。

## 1 生活扶助

食費や衣服、光熱水費などの日常生活の費用

## 2 教育扶助

義務教育にともなって必要な教材代、給食費など

## 3 住宅扶助

家賃や地代、家屋の補修費用など

## 4 医療扶助

診察、治療、薬剤または治療材料、入院費等、医療に関する費用

## 5 介護扶助

高齢者などに対する在宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護など

## 6 出産扶助

出産に必要な経費

## 7 生業扶助

生業に必要な資金、器具、技能の習得、高等学校等就学費、就職支度金

## 8 葬祭扶助

葬祭に必要な経費

世帯が必要とする費用のうち、世帯の収入では不足する分を扶助します。(国の基準があるため、必要とする費用の全額が支給されるとは限りません。) また、扶助は金銭で世帯に支給するものと、医療費など直接病院等に支払うものがあります。

2 世帯の需要により、日常的な生活扶助とは別に、申請により一時扶助が支給  
できる場合があります。(通院交通費、おむつ代、アパートの賃貸借契約更新料、  
敷金・礼金など)

冷暖房器具の購入については、生活保護開始時などに所有しておらず、その  
必要性を認められた場合に、費用が支給されることがあります(保護開始後、一定  
期間内に購入することなどの条件があります)。

一時扶助の支給には要件がありますので、必ず事前に地区担当員  
(ケースワーカー)にご相談ください。

\*扶助とは、助け支えることをいいます。国などが行う扶助を公的扶助といい、  
最低限度の生活を保障するために行う経済的援助です。

## 生活保護費について

生活保護の対象となる世帯が必要とする生活費を国の定める基準によって算出します。これを最低生活費といいます。ここから、その世帯の収入を除き、不足がある場合、生活保護の対象となります。

### 生活保護の対象となる場合

収入が最低生活費を下回るため、その不足分が支給されます。

最低生活費

収入

生活保護費

### 生活保護の対象とならない場合

収入が最低生活費を上回るため、生活保護の対象になりません。

最低生活費

収入

① 最低生活費の金額は、世帯の人の年齢や人数などによって決まります。

② 収入とは、給料、年金、手当、仕送り、財産収入、預貯金、保険金、借入金、

臨時収入など、その世帯全員の収入です。

③ 働いて得た収入からは、必要経費のほか基礎控除額を除きますので、働いてい

ない場合よりも自分で使える生活費は増えます。

# 生活保護を受けている人の義務

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。また生活保護を受けている人は、子どもを含む世帯員全員が次のことを守らなければなりません。

## 1 生活上の義務

- ① 働ける人は能力に応じて働いて収入を得るよう努めてください。
- ② 病気の人は医師の意見に従い、病気治療に努めてください。  
また、健康の保持・増進に努めてください。
- ③ 支出の節約をはかり、生活の維持と向上に努めてください。

## 2 届出の義務

保護はあなたの届出に基づき決めますので、公正な保護を受けるために、次のような場合には、すぐに届出をしてください。

### 収入が増えたり減ったりしたとき

給料・賞与・年金・恩給・手当・仕送りなどの増減や臨時収入があったとき。

### 求職活動の状況や就労の状況が変わったりしたとき

求職活動状況・就職・転職・休職・退職・社会保険加入など

### 家族や生計の状況に変化があったとき

転居・転出・転入、妊娠・出生・死亡・結婚などがあったとき。病院に入・退院するとき。家賃・地代などが変わったとき。

\*収入がない方も、年に1回は必ず収入申告書・資産申告書を提出してください。

\*そのほか長期間、家を留守にするときも地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。

### 3 指導や指示に従う義務

生活福祉課（福祉事務所）では、公正な保護を行うため、必要に応じて指導や指示をすることがあります。指導や指示には従わなければなりません。指導や指示をするのは次のような場合です。

#### 就労ができる状態なのに就労しない、または就労が不十分なとき

- ・ 傷病などで仕事ができなかったが、傷病が治った。
- ・ 学校を卒業し、就労が可能となった。
- ・ 病人や子どもの世話が不要でなくなり、就労が可能になった。
- ・ 就労はしているが、能力や同じ種類の仕事をしている人に比べて十分な収入を得ているとは認められない。
- ・ 内職など収入が少額で不安定だが、健康の回復や、家庭状況の改善で転職が可能になった。

#### 収入や資産の申告を行わないとき

#### 世帯に変動があったのに届出をしないとき

#### 医師の意見に基づき、通院、入院、転院または退院が必要なとき

#### 施設入所または退所の必要があるときや施設の規則を守らず施設の運営に支障があるとき

#### 生活の維持・向上や健康の維持に努力しないとき

\*指導や指示に従わない場合、生活保護の変更、停止または廃止の処分を受けることがあります。

\*不正な手段により保護を受けた場合、その期間内に支給した保護費の全部又は一部を徴収します。また、不正の内容が特に悪質な場合は、一定の割合で加算した金額を徴収することがあります。

# 生活保護決定の流れ

1

## 相談

生活に困っているときは、お困りの内容を生活福祉課（福祉事務所）にご相談ください。

2

## 申請

生活保護を受けるには、本人の意思で申請することが必要です。  
なお、何らかの事情で本人が申請できないときは、扶養義務者（直系の  
祖父母・親・子・孫、兄弟姉妹）、その他の同居親族から生活福祉課までお  
問い合わせください。  
生活保護の申請は福祉事務所へ申請書類を提出します。  
\*生活福祉課では、生活保護に関する業務でマイナンバー（個人番号）を利用してい  
ます。申請の際には本人確認（番号及び身元確認）をしています。  
必要書類の提出が困難な場合、ご不明な点がある場合は生活福祉課までお問  
い合わせください。

## 根拠法令

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1の15の項
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条
- 武蔵野市個人番号及び特定個人情報に関する条例第4条及び別表2の1の(6)

3

## 調査

あなたの世帯の担当になった地区担当員（ケースワーカー）がご自宅、病院  
などに訪問し保護が必要な状態かどうかを調査します。

ぐたいてき じたく せたいこうせい びょうき しゅうにゆう しごと ふようぎむしゃ じょうきょうとう  
具体的には自宅・世帯構成・病気・収入・仕事・扶養義務者の状況等  
くわ はなし うかが せたい きんきゅう かいけつ  
について詳しくお話を伺います。また、あなたの世帯で緊急に解決しな  
はなし うかが  
ければならないことについてもお話を伺います。

ていしゅつ どういしょ もと きんゆうきかんなど ちょうさ おこな  
\* 提出いただいた同意書に基づいて金融機関等の調査を行います。また  
げんそく ふようぎむしゃ たい ちょうさ おこな  
原則、扶養義務者に対する調査を行います。

ひつよう ばあい はたら のうりよく りょうようしえん しりょう しゅじい いけん もと  
\* 必要がある場合、働く能力や療養支援の資料のため主治医に意見を求め  
ることがあります。

## 4

### けつてい 決定

ちょうさ もと かいな い ちょうさ じかん よう ばあい にちい ない けつてい  
調査に基づいて、14日以内、調査に時間を要する場合は30日以内に決定  
つうち  
し、通知します。

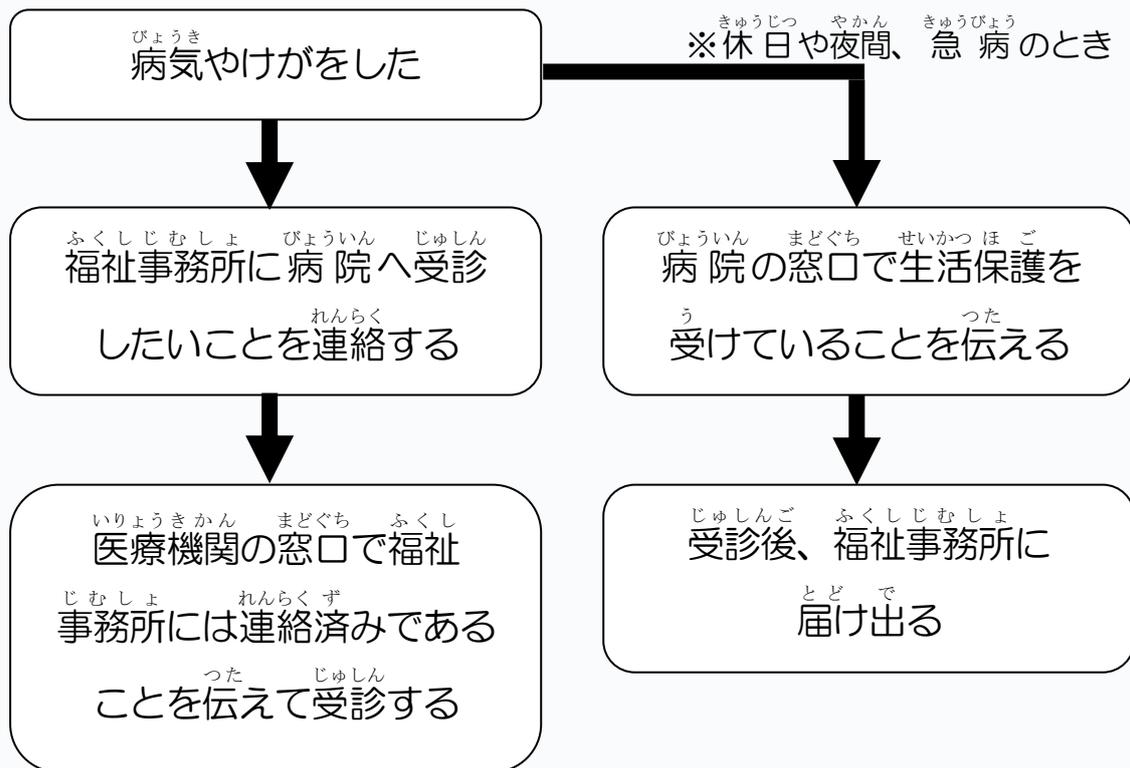
せいかつほ ごかいしご みしんこく しさんなど はっけん ばあい しきゅう きんぴん いりょうきかん  
\* 生活保護開始後、未申告の資産等が発見された場合、支給された金品（医療機関  
など ちよくせつしはらいりょうひなど ふく へんかん ちょうしゅうたいしょう  
等に直接支払う医療費等を含む）は、返還や徴収の対象になります。

# 医療機関にかかるとき

びょうき やけがなどで医療機関(病院・診療所・医院など)にかかるときは、医療券が  
ひつよう 必要です。医療券により、保険治療の自己負担分が生活保護費より支払われます。

\* 医療機関は、生活保護法で指定されたところに限られます。指定されていない  
医療機関や、指定医療機関でも医療券を持たずに受診すると全額自費での  
請求を受けることがあります。

## 病院にかかるときの流れ



## ちゅういじこう 注意事項

### いりょうけん 医療券について

びょうき いりょうきかん びょういんしんりょうじょいん  
病気やけがなどで医療機関(病院・診療所・医院など)にかかるときは、  
いりょうけん ひつよう いりょうけん ほけんちりょう じこふたんぶん せいかつほごひ  
医療券が必要です。医療券により、保険治療の自己負担分が生活保護費より  
しはら  
支払われます。

いりょうきかん まえ ほんにん かぞく ひと せいかつふくしか  
医療機関にかかる前に、本人または家族の人が、生活福祉課までおいでくだ  
しんたい しょうがいこうれい らいしよ たんしんしゃ きゅうびょう むね  
さい。身体の障害や高齢のため来所できない単身者や急病のときは、その旨  
れんらく ちりょう しゅうりょう かなら ちくたんとういん  
をご連絡ください。また治療が終了したときも、必ず地区担当員(ケースワ  
れんらく  
ーカー)までご連絡ください。

### けんこうほけんしょう 健康保険証について

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりょうほけん せいかつほごう あいだ はいれ  
国民健康保険・後期高齢者医療保険には、生活保護を受けている間は入  
ほけんしょう せいかつほごしんせいじ ていしゅつ  
れません。保険証は生活保護申請時に提出していただきます。

かいしゃなど けんこうほけん かにゆう ばあい つか せいかつほご  
会社等の健康保険に加入している場合は、そのまま使えますが、生活保護を  
う ひと いりょうひじこふたんぶん いりょうけん しはら いりょうけんも  
受けている人の医療費自己負担分は医療券により支払いますので、医療券を持  
じゅしん じこふたんぶん せいきゅうう じゅしんじ  
たずに受診すると自己負担分の請求を受けることがあります。受診時は、  
ほけんしょう いりょうけん りょうほう ていじ  
保険証と医療券の両方を提示してください。

ほか いりょうせいど じりつしえんいりょう なんびょういりょう じゅきゅうしゃしょうも  
他の医療制度(自立支援医療、難病医療など)の受給者証を持っている  
ひと いりょうけん いっしょ ていじ  
人は、医療券と一緒に提示してください。

## その他

おな びょうき ふくすう びょういん げんそく  
同じ病気で複数の病院にかかることは、原則としてできません。

いし じえねりっく いやくひん しょう かのう はんだん ばあい げんそく  
医師がジェネリック医薬品の使用が可能と判断した場合は、原則としてジェ  
ネリック医薬品が調剤されることとなります。

くわ びょういん やつきよく と あ  
詳しくは、病院または薬局へお問い合わせください。

こうつうじこ いりょう う ばあい げんそく いりょうふじよ きゅうふ  
交通事故などにより医療を受けた場合は、原則として医療扶助の給付ができ  
ません。事故にあつたらすぐに警察に届け、福祉事務所（生活福祉課）にご連絡  
ください。

## ちくたんとういん 地区担当員（ケースワーカー）と民生委員

### ちくたんとういん 地区担当員（ケースワーカー）

ちくたんとういん そうだんあいて こま かいけつ じりつ  
地区担当員は、あなたのよき相談相手となって、困っていることの解決や自立  
めざ うえ いっしょ かんが てだす  
を目指す上でどうしていけばよいのかを一緒に考え、手助けします。

えんりよ ちくたんとういん そうだん  
遠慮なく地区担当員（ケースワーカー）にご相談ください。

### みんせいいいん 民生委員

あなたの地区には、民生委員がいます。

みんせいいいん せいかつ しんばい そうだん う そうだん ほうりつ  
民生委員は、生活の心配などの相談を受けています。相談されたことは、法律  
たにん あんしん そうだん  
で他人にもらしてはならないことになっていますので、安心して、ご相談ください。

## ほごひ こうざふりかえ 保護費の口座振替

ほごひ しきゅうほうほう こうざふりかえ しきゅうび ひだ  
保護費の支給方法を口座振替にすると、支給日からいつでも引き出しができて  
べんり うえ ひつよう ぶん ひだ ふんしつ よぼう こうざ  
便利な上、必要な分だけ引き出せますので紛失の予防にもなります。ぜひ口座  
ふりかえ りよう  
振替をご利用ください。

こうざふりかえ きぼう かた つうちょう ようい うえ ちくたんとういん  
口座振替を希望される方は、通帳をご用意の上、地区担当員（ケースワカ  
ー）にご相談ください。

え りゆう ばあい まどぐちばら ほうほう  
やむを得ない理由がある場合は、窓口払いの方法もあります。

## せいかつ ほご う ひと けんり げんめんせいど 生活保護を受けている人の権利や減免制度

- ほうりつじょう せいとう りゆう かぎ ほごひ ふりえき へんこう  
法律上の正当な理由がない限り、保護費を不利益に変更されることはありません。
- ほご しきゅう きんぴん ぜいきん さお  
保護により支給された金品に税金はかかりません。また、差し押さえされるこ  
ともありません。
- ふくしじむしょ ほご けつてい なつとく ふふくもうしたて  
福祉事務所の保護の決定について、納得がいけないときは、不服申立をするこ  
とができます。
- こくみんねんきんほけんりょう こていしさんせい じゅしんりょう じょうげすいどうしりょう きほんりょうきん  
国民年金保険料・固定資産税・NHK受信料・上下水道使用料(基本料金  
ぶん げんめん とえいこうつう むりょうじょうしゃけん こうふ りよう  
分)などの減免や都営交通の無料乗車券の交付など利用できるものがあります。  
てつづ ひつよう  
(手続きが必要です)